

## 裁判員制度の運用に関する国民一般の受け止め・評価の 把握の必要性・方法等について(話題事項)

### 1 国民一般の受け止め等の把握の必要性・意義

### 2 想定し得る活用イメージ

各種データ(統計データ,裁判員等経験者に対するアンケートなど)とともに裁判官による各種研究,検討会・協議会,有識者懇談会等の場における総合的な分析・検討の素材として提供

国民の期待に沿った制度運営の実現に向けた指針としてフィードバック

### 3 想定し得る調査の実施時期・方法

#### (1) 調査の頻度・継続性

例)毎年1回実施し,経年変化を把握する

#### (2) 調査対象

例)性別・年代・居住地域等において偏りのないようにする

#### (3) 調査事項の決定方法

例)できる限り,毎年同様のものとする(経年変化の把握)

#### (4) 調査方法

例)正確な認識に基づいて回答できるよう,情報提供しながら調査

### 4 想定し得る主な調査項目例

(1) 刑事裁判に対する印象(制度実施前後の意識の変化の把握を含む)

(2) 裁判員制度の実施により,期待される刑事裁判の変化

(3) 裁判員制度下における審理等に対する印象など(第2回調査以降)